

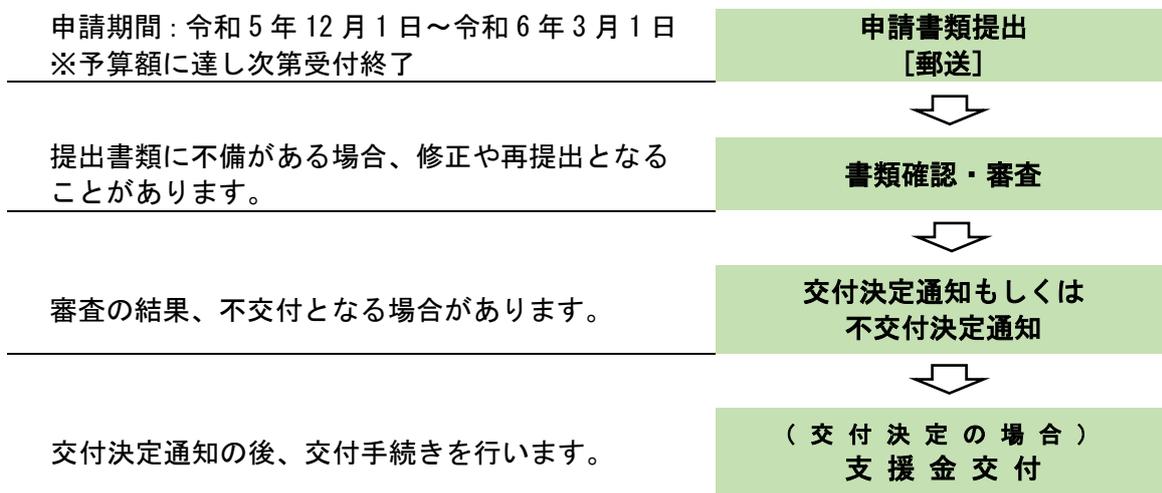
令和5年度  
足立区運輸事業者  
エネルギー価格高騰対策支援金

申請要領



エネルギー価格高騰の影響を受け、価格転嫁の困難な区内の中小運輸事業者に対し、経費負担軽減策として支援金を交付します。

【手続きの流れ】



足立区産業経済部

産業振興課 ものづくり振興係

## 1 対象事業者

- (1) 中小企業基本法上の中小企業であること。  
(運輸業は資本金 3 億円以下又は従業者数 300 人以下)
- (2) 申請時から遡って 1 年以上継続して営む個人事業主又は法人（商業登記において、本店の住所を足立区内としている者に限る。以下同じ。）であり、今後も当該事業を継続する意思があること。
- (3) 運輸業を営む事業者のうち、貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第 3 項に規定する特定貨物自動車運送事業又は同条第 4 条に規定する貨物軽自動車運送事業、もしくは、道路運送法第 3 条第 1 項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業又は同条第 2 項に規定する特定旅客自動車運送事業に該当すること。
- (4) 足立区内において営業実態があり、今後も事業を継続する意思があること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 号から第 5 号まで若しくは第 2 条第 5 項に掲げる営業を営む者又は当該営業を営む者で構成された団体でないこと。
- (6) 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下この号において「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。
- (7) 国又は法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号に定める公共法人でないこと。
- (8) その他、足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱に定めるもの。

## 2 対象車両

- (1) 事業用車両（緑・黒ナンバー）であり、かつ、当該車両につき、国土交通省関東運輸局東京運輸支局の登録を受けていること。
- (2) 支援金対象者が、所有又はリース契約に基づき借用（リース契約期間が申請時から遡って 6 か月間継続しているものに限る。）し、使用している車両であること。
- (3) 車検証に記載されている有効期限の満了日が申請日以降である車両であること。
- (4) 化石燃料を使用して自ら走行する車両であること。
- (5) 二輪車ではないこと。
- (6) 国又は地方公共団体若しくはこれらに準じる公的機関から本支援金に類似する助成等を 1 年分受けていない又は受ける見込みがないこと。

## 3 支援金額

車両の種別		支援金額
対象事業者	主な対象車両	
【一般貨物自動車運送事業】 【特定貨物自動車運送事業】 トラック運送事業者など	貨物自動車	23,000 円/1 台
【貨物軽自動車運送事業】 軽貨物運送事業者など	軽貨物自動車	8,000 円/1 台
【一般乗用旅客自動車運送事業】 【特定旅客自動車運送事業】 タクシー事業者・介護タクシー事業者など	乗用車	
【一般貸切旅客自動車運送事業】 【一般乗合旅客自動車運送事業】 【特定旅客自動車運送事業】 貸切バス事業者、乗合バス事業者など	バス	35,000 円/1 台

#### 4 申請方法

「申請書」「交付請求書兼口座振込依頼書」の各項目に必要な事項を記入し、その他の提出書類とともに、以下の申請先に郵送にて提出してください。空欄が多いなど、提出書類に不備がある場合、修正や再提出となることがあります。

#### 5 申請期間

令和5年12月1日（金）から令和6年3月1日（金）（予算額に達し次第終了）

※ 消印有効。

#### 6 書類確認および審査

提出された書類を「1対象事業者」および「2対象車両」「3支援金額」にある要件に基づいて審査します。

#### 7 審査結果の通知

区から申請者あてに交付（不交付）の決定を通知します。

なお、書類確認の結果、交付額が申請書記載の金額に満たないことがあります。

また、書類確認の経過等に関する問い合わせには一切応じられません。

#### 8 支援金の交付

書類に不備がなければ申請から審査を経て交付を決定し、交付決定の概ね1か月の後、指定の口座に支援金を振り込みます。

#### 9 申請後・交付後の留意事項

次に該当した場合、支援金の交付決定の全部または一部を取り消します。

また、すでに交付された支援金がある場合は、足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱に基づき、支援金額の全部または一部を返還していただきます。

(1) この要領で定める要件を欠いたとき。

(2) 区に提出した申請書、その他の提出書類に虚偽の記載が判明したとき。

#### 10 申請・問い合わせ先

【令和5年12月1日から令和6年3月1日まで】

足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金事務局

〒192-0081 東京都八王子市横山町2-2-1 エフ・ティービル八王子8F  
コールセンター 042(633)3060（平日9:00～17:00）

【令和6年3月2日以降】

足立区産業経済部産業振興課ものづくり振興係

電話 03(3880)5869

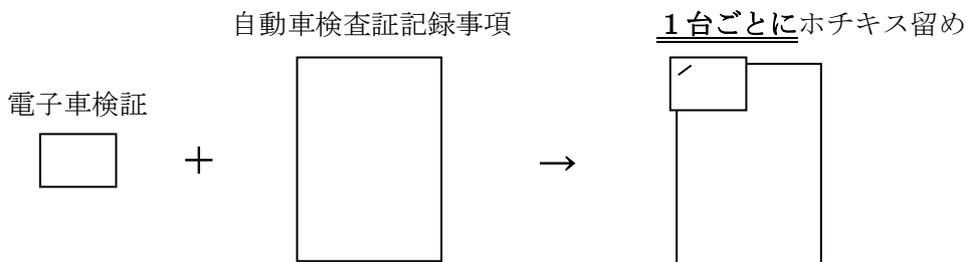
## 提出書類

	○印の書類を提出	個人 事業者	法人	部数
1	申請書	○	○	原本 1 部
2	交付請求書兼口座振込依頼書	○	○	
3	運輸業に係る許可・届出の証 ※1	○	○	コピー 1 部
4	登録車両に係る自動車検査証 ※2	○	○	
5	【リース車両の場合】リース契約書※3	○	○	
6	直近の確定申告書のうち第一表（e-Tax で申告した場合、税務署からの受信メールも提出）	○	—	
7	履歴事項全部証明書（本店所在地の表記があるもの） ※4	—	○	
8	直近の確定申告書のうち「別表一」並びに「法人事業概況説明書」（e-Tax で申告した場合、税務署からの受信メールも提出）	—	○	

※1 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業の許可書、貨物自動車運送事業法第4条に規定する貨物軽自動車運送事業の届出書、道路運送法第3条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業又は同条第2項に規定する特定旅客自動車運送事業の許可書など。

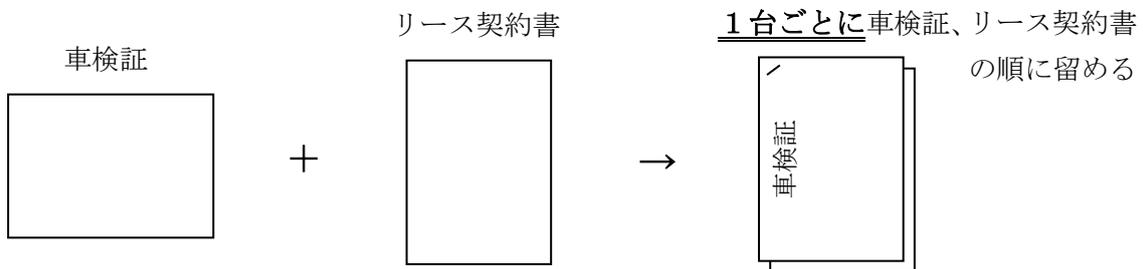
※2 申請車両につき全部。

電子車検証の場合、「自動車検査証記録事項」を添付すること。車検証閲覧アプリより出力可能。

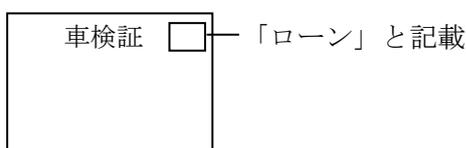


※3 申請時点から遡って6か月間、リース契約期間が継続している車両であること。

リース契約書を、当該車両の車検証ごとに、ホチキスで留めて提出すること。



ローン契約の場合は、車検証の右上に「ローン」と記載すること。



※4 発行日から3か月以内のもの。

よくある問い合わせ

Q 令和4年度に同支援金の交付を受けた車両について、今回も対象車両になりますか？

A 対象になります。

Q 東京都の支援金を4月～9月分と10月～3月分の2回申請しましたが、こちらの支援金も申請できますか？

A 「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金」の申請であれば申請可能です。

Q 申請台数に上限はありますか？

A 上限はありません。

Q 1度申請したが、申請していない車両があった。再度申請可能ですか？

A 新たに申請する車両が、前回申請の車両と重複していなければ可能です。

Q 支援金はどのくらいで交付を受けられますか？

A 書類に不備がなければ申請から審査を経て交付を決定し、交付決定の概ね1か月で指定の口座に支援金を振り込みます。ただし、申請が多数の場合は若干遅くなることがあるのでご了承ください。

Q 本社（本店登記）は足立区外ですが、申請する車両は主に足立区内の事務所で使用していません。対象になりますか？

A 対象になりません。法人は足立区内に本店登記があることが必要です。

Q 足立区で運送業を営んできたが、本社が区外のグループ会社に吸収合併された。合併後の本社は吸収された会社の本社の住所（足立区）で、社長も変わっていないため対象になるか？

A 対象になりません。

Q 本社（本店登記）は足立区内にあるが、営業所は区外にある。対象になりますか？

A 対象になりません。区内で営業実態があることが必要です。

Q 足立区内に本社（本店登記）と複数の営業所がある場合、本社で一括申請してもいいですか？

A 本社で一括の申請になります。

Q 組合で取りまとめて申請してもいいですか。その場合、本件担当の欄は組合の担当者でいいですか？

A 問題ございません。

Q 分割支払い中のため、使用者は自分だが所有者は違う。申請できますか？

A 申請できます。ローンの場合は車検証の右上にローンである旨記載をお願いします。

Q リース車両で所有者がリース会社になっているが申請可能ですか？

A リース契約の場合は、リース会社、御社と対象車両の記載のある契約書（写）を車検証にホチキス止めして添付してください。なお、申請時点で6か月以上リース契約していることが条件となります。

Q 電子車検証には有効期間が記載されていないがどうしたらいいですか？

A 「自動車検査証記録事項」の写しと合わせてご提出ください。「車検証閲覧アプリ」からダウンロードできます。

Q 事業を始めたのが昔のため、許可書ではなく免許状だが、それでもいいですか？

A 免許状のコピーを添付してください。

Q 個人タクシーの許可（認可）期限が令和5年11月30日（平成35年11月30日）までだが大丈夫ですか？

A 更新後の期間内のものを提出してください。2月中旬まで更新された許可書が届かない場合は足立区産業振興課ものづくり振興係（03-3880-5869）にご相談ください。

Q 個人タクシーだが譲渡を受けたので、許可書には前の人が始めた日が入っているが、申請書にはその日を書いていいですか？

A 自分自身の始めた日を記入してください。

Q 10年以上事業を続けていたが11月から休業している。申請できますか？

A 車検証の期限が有効で、事業を再開する予定であれば申請可能です。

Q 事業縮小で休眠状態の車両を保有しているが対象となりますか？

A 車検証の有効期間内であれば申請可能です。ただし、車両を保有していても、車検証の期限がきれている車は対象外となります。

Q バスの営業許可を足立区でとれている。隣接する自治体も営業の範囲になっているが、対象車両となりますか？

A 川口市、草加市、八潮市、葛飾区等、足立区との都県区境を接する地域の営業所の車両も対象となります。ただし、本社が足立区にあることが前提となります。

Q 棄物運送事業者は支援金の対象になりますか？

A 当該事業者が、貨物運送事業法に基づく許可を受けた事業に使用している普通自動車（緑ナンバー）または届出を行った軽自動車（黒ナンバー）を保有している場合にはその車両が対象となります。

Q バイク便の事業者です。バイクは支援金の対象になりますか？

A 原動機付自転車、二輪自動車等のいわゆるバイクは、対象になりません。

Q 申請書は区役所の窓口を持ち込んでもいいですか？

A 提出方法は郵送のみです。足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金事務局にお送りください。

Q ホームページから申請書をDLできない場合はどうしたらいいですか？

A 足立区役所産業振興課の窓口を用意がございますのでお持ちください。

<記入例：申請書>

ご記入の際は消えるボールペンや鉛筆、修正液は使用しないでください。修正の際は二重線で消して訂正印を押印ください。

様式第1号（第5

捨印

提出後、修正箇所がある場合に限りご連絡の上、使用します。ご了承いただける場合、押印願います。

足立

令和6年2月10日

(提出先) 足立区長

区收受印

足立〇〇タクシー

個人事業主の住所もしくは法人の本店登記の住所

〒120-8510

足立区中央本町1-17-1

事業所住所

〒120-0011

東京都足立区中央本町1-5-3

登記上の役職名（法人のみ記入）

氏名（個人事業主名又は代表取締役名）・印

足立〇〇

※法人の場合は記名押印してください。法人以外でも、個人事業主が手書きしない場合は記名押印してください。

足立

足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金申請書

各項目の内容を、申請時の状況に合わせてご記入ください。

1 事業所概要

事業形態	1. 個人事業 2. 有限会社 3. 株式会社 4. その他（ ）		
設立日	平成15年 4月 1日	資本金	万円（個人事業主は無記入）
役員・従業者数	合計 1名 [役員 1名、正社員 名、アルバイト等 名] (個人事業主の場合、代表者とその家族は役員欄に記入)		
本件担当	(部署名)	(担当者名)	(電話番号)
		足立〇〇	03-3880-5869

提出書類に関する問い合わせに対し、対応可能な担当者の連絡先をご記入ください。

2 支援金額

対象事業	車両の種別 主な対象車両	該当区分 <input checked="" type="checkbox"/>	支援金額		
			1台あたり (A)	登録台数 (B)	小計(C) (C=A×B)
【一般貨物自動車運送事業】 【特定貨物自動車運送事業】 トラック運送事業者など	貨物自動車	<input type="checkbox"/>	23,000円	台	,000円
【貨物軽自動車運送事業】 軽貨物運送事業者など	軽貨物自動車	<input type="checkbox"/>	8,000円	台	,000円
【一般乗用旅客自動車運送事業】 【特定旅客自動車運送事業】 タクシー事業者・介護タクシー事業者など	乗用車	<input checked="" type="checkbox"/>	8,000円	1台	8,000円
【一般貸切旅客自動車運送事業】 【一般乗合旅客自動車運送事業】 【特定旅客自動車運送事業】 貸切バス事業者、乗合バス事業者など	バス	<input type="checkbox"/>	35,000円	台	,000円
合計(D)					8,000円

## <記入例：申請書>

### 3 提出書類（申請書に添付した書類に☑）

<input checked="" type="checkbox"/>	交付請求書兼口座振込依頼書（原本）
<input checked="" type="checkbox"/>	運輸業に係る許可・届出の証（コピー）※1
<input checked="" type="checkbox"/>	登録車両に係る自動車検査証（コピー）※2
<input checked="" type="checkbox"/>	【リース車両の場合】リース契約書（コピー）※3
<input checked="" type="checkbox"/>	【個人事業主の場合】直近の確定申告書のうち第一表（e-Taxで申告した場合、税務署からの受信メールも提出）（コピー）
<input type="checkbox"/>	【法人の場合】履歴事項全部証明書（本店所在地の表記があるもの）（コピー）※4
<input type="checkbox"/>	【法人の場合】直近の確定申告書のうち「別表一」並びに「法人事業概況説明書」（e-Taxで申告した場合、税務署からの受信メールも提出）（コピー）

- ※1 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業の許可書、貨物自動車運送事業法第4条に規定する貨物軽自動車運送事業の届出書、道路運送法第3条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業又は同条第2項に規定する特定旅客自動車運送事業の許可書など。
- ※2 申請車両につき全部。車検証の燃料の種類欄が「ガソリン」または「軽油」であるもの。
- ※3 申請時点から遡って6か月間、リース契約期間が継続している車両であること。
- ※4 発行日から3か月以内のもの。

### 4 誓約書（誓約する場合は☑）

<input checked="" type="checkbox"/>	申請時点において1年以上、足立区で事業を営む個人事業主または法人である。
<input checked="" type="checkbox"/>	一般貨物自動車運送事業または特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業を営んでいる。
<input checked="" type="checkbox"/>	足立区内において営業実態があり、今後も事業を継続する意思がある。
<input checked="" type="checkbox"/>	国又は地方公共団体若しくはこれらに準じる公的機関から類似する1年分の支援金の交付を受けていない、又は受ける見込みがない。
<input checked="" type="checkbox"/>	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1号から第5号まで若しくは第2条第5項に掲げる営業を営む者又は当該営業を営む者で構成された団体でないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下この号において「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	対象車両は、申請日時点における被牽引車を除く事業用車両である。
<input checked="" type="checkbox"/>	申請内容に虚偽や不正等が発覚した場合は、支援金の全部または一部を返還する。

申請に係る全ての事項に相違がないこと

令和 5年 2月 10日

**当支援金を申請するにあたり虚偽がないことについて、個人事業者又は代表取締役の自署にて誓約をお願いします。（法人の場合は押印が必要です）**

屋号または会社名 足立〇〇タクシー

登記上の役職名（法人のみ記入）

個人事業主名又は代表取締役名（自署） 足立〇〇

※法人の場合は押印してください。法人以外でも個人事業主が手書きしない場合は押印してください。



